

野田市選挙管理委員会告示第48号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により次のとおり期日前投票所を指定した。

令和6年10月15日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲 一

指定した期日前投票所 野田市役所2階期日前投票所